

国民年金を受ける手続き

手続きを必要とするとき	手続き先	「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」の他に 必要な添付書類
老齢給付（基礎年金・厚生年金） の裁定請求をしようとするとき	最終勤務地を受け持つ 社会保険事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金手帳（基礎年金番号通知書を含む）または厚生年金保険被保険者証 ・ 戸籍謄本 ・ 住民票（受給者、加給年金額対象者全員記載のもの） ・ 雇用保険被保険者証（写） ・ 印鑑 ・ 加給年金額を受ける場合は、非課税（課税）証明書
老齢給付受給資格があり、60歳～ 65歳未満で在職しているとき	勤務地を受け持つ社会 保険事務所	
老齢給付受給資格があり、60歳に なっているが、最終加入年金制度 が国民年金のとき	住所地の社会保険事務 所	
受給資格期間が国民年金の1号被 保険者期間だけの人が65歳になっ たとき	市区町村役場（国民年金 の第3号被保険者期間が ある場合は、住所地の社 会保険事務所）	

年金受給中の手続き

手続きを必要とするとき	手続きの方法	提出先	提出期限	備 考
自分の誕生日がきたとき	年金受給権者 現況届の提出	届書の裏に記載 してある社会保 険業務センター	誕生月の末日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期限までに提出しないと次の支 払月分からの年金の支払が止め られる ・ 提出期限間近になっても用紙が 届かないときは、社会保険事務 所でもらう
住所が変わったとき	年金受給権者 住所変更届の 提出	住所地の社会保 険事務所	10日以内（国民 年金は14日以 内）	旧住所の郵便局にも届けること
年金の受け取り先を変え るとき	年金受給権者 支払機関変更 届の提出	住所地の社会保 険事務所	10日以内（国民 年金は14日以 内）	変更後の受け取り金融機関で年金 を受け取るまで、前の口座は解約し ないこと
年金証書を紛失したり破 損したとき	年金証書再交 付申請書の提 出	住所地の社会保 険事務所	そのつど	破損したときはその年金証書を添 付
65歳になるまでに民間会 社に就職したとき	年金手帳と年 金証書の提出	再就職先の会社	再就職日より5 日以内	標準報酬月額によって、在職老齢年 金が受けられる
年金を受けている人が死 亡したとき	年金受給権者 死亡届を遺族 が提出	住所地の社会保 険事務所（国民年 金のみ受給者 は市区町村役場）	10日以内（国民 年金は14日以 内）	年金証書、死亡を証する書類
特別支給の老齢厚生年金 を受けている人が65歳 になったとき	老齢給付裁定 請求書（ハガキ 様式）	請求書の裏に記 載してある社会 保険業務センタ ー	65歳になった 月の末日（1日 生まれの人は 誕生月の前月 の末日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書の生存に関する市区町村 長の証明印を受けて投函 ・ 66歳以後に繰下げ申出書とと もに提出すると老齢基礎年金、 老齢厚生年金は繰下げ増額年金 となる
2つ以上の年金が受けら れるようになったとき	年金受給選択 申出書の提出	住所地の社会保 険事務所	すみやかに	